

協働する市民社会をめざして

～さがみはらパートナーシップ推進指針への提言～

平成14年12月

パートナーシップ型まちづくり
推進指針策定懇談会

はじめに

「パートナーシップ型まちづくり推進指針策定懇談会」はパートナーシップによるまちづくりをめざして、その理念や原則、推進方策などについて検討し結果を市長に提言するため、昨年6月に設置されました。以来1年半にわたり、市民参加の推進、市民活動の推進、新たな地域コミュニティの展開などについて、11回の懇談会と、5回の起草委員会を通し、充実した楽しい議論をかさねてまいりました。

懇談会では、電子会議室の活用やタウンミーティングの開催など、より幅広い市民意見を求めました。また、ワークショップ手法やNPO法人化を研究するモデル事業に参加した市民の方々、あるいは、市民活動促進懇談会の委員の方々を招いて課題の把握を行うなど、会議にとどまらない取り組みを試み、私たち委員の総意として提言をまとめました。

この提言では、子どもや高齢者、外国籍市民などのあらゆる市民や、自治会等地域団体、NPO、行政など、これからの相模原のまちづくりを担うあらゆる主体が、協働、協力、連携、補完し合ってパートナーシップを構築し、委ね任せず皆で担う市民社会を目標として掲げています。

そして、「市民も行政とともに公共サービスを担う」という考え方を示しています。これまで主に行政によって提供されてきた公共サービスに市民が積極的にかかわることにより公共サービスを新たな形のものとし、その経営、課題を公開し、抱える多くの問題を解決していくことによって市民自治を基本とした持続可能な地域づくりをめざすべきだと考えたのです。

私たちはこの提言について多くの市民による真摯な話し合いがもたれることを願い、市民ひとり一人が市民社会のかたちを考え、パートナーシップの理念を自分のものとして行動することを期待します。また、行政は、今まで以上に真剣に勇気をもって市民サービスの質と効率の改革に向けた具体的な取り組みを進める必要がありますし、市民により直接選出された代議員により構成される市議会においても、この提言の趣旨をご理解いただき、最大限の支援をお願いしたいと思います。

相模原市は来る平成16年、市政施行50年の節目を迎えます。私たちはこの提言が私たちの子どもや孫たちに誇ることのできる豊かでゆとりある美しいまちづくりを進めるための一里塚にきつとなる、と期待しております。

目 次

1	背景	1
2	定義	2
3	相模原の特性	2～3
4	現状と課題	3～6
	（1）地域コミュニティの現状と課題	
	（2）NPO・大学・企業の現状と課題	
	（3）市政運営に対する市民参加の現状と課題	
5	目標	7
6	基本方針	7～8
	（1）「市民」も公共サービスを担う	
	（2）受益と負担に関わる市民の責務と行政の説明責任	
	（3）市政運営への市民参加の拡充	
	（4）実践の積み重ねによるパートナーシップの構築	
	（5）継続的な検証の場・機会の創出	
	（6）地域社会への権限移譲の推進	
	（7）条例制定などルール化による基盤の整備	
7	推進方策	9～11
	（1）パートナーシップによるまちづくりの仕組みの設計	
	（2）パートナーシップによるまちづくりを進めるためのルール化	
	（3）パートナーシップ意識の醸成	
	（4）社会資源の整備	
	（5）補助金の見直しと協働関係による財政支援	
	（6）情報の共有化と行政情報の積極的な提供	
8	実現化に向けて	12
【資料】	■ 用語解説	
	■ 検討経過	
	■ 市民と行政の協働によるまちづくり事例	
	■ 委員名簿	

1 背景

わが国のこの半世紀は、まさに激動の50年でした。その間にこの国は復興期、高度経済成長期を経て、90年代前半には世界有数の経済大国と言われるまでになりました。しかし、その後のバブル経済は破綻し、アジア諸国の経済発展に伴う資本の流出、それに伴う国内産業の空洞化などにより、経済活動は低迷し、深刻なデフレ不況の只中にあります。それに伴い国や地方公共団体の債務も膨大な額となるなど、私たちは今、きわめて深刻な状況に直面しています。

また、少子高齢化は例を見ないスピードで進行し、2006年には、総人口のピークを迎えると予測され、急速な高齢化を伴う人口減少社会の到来を目前にしています。「右肩上がりの時代」はとうに幕を閉じました。このような状況を真剣に受け止め、私たち自らが考え、新たな社会や経済の動きに対処し、社会の仕組みの改善に取り組むことが課題となっています。

一方、個人の生き方も横並びから、それぞれの価値にあわせ、個性的に選択する、「画一から多様」へと変化しています。多くの市民は「人や社会に役立ちたい、社会を自らの手で快適なものにしていきたい」という社会の中の自己を考え、福祉や教育、環境など身近な社会の課題を自ら受け止め、その解決に向け、自主的な活動を行うなど、自発的な意思に基づいた市民活動を活発に進めようとしています。このことは、暮らしの場としての地域社会が確実に成熟しつつあることの証明です。私たちは市民社会という新しい文化をつくりだすため、できることを確実に始めていくことが大切だと考えます。

平成12年4月に^{*}地方分権推進一括法が施行され、国と自治体との関係が対等・協力の関係へと改められましたが、自主的、自立的なまちづくりを進める上では、税財源の移譲など、一層の分権の推進が課題となっています。

分権の目的は、市民への分権を進め、市民自治の範囲を拡充し、市民の自己決定権を確保することにあります。社会の成熟に伴って、今まで行政が主に担っていた公共サービスについても質の向上が求められ、その担い手も多様化しています。市民は市に対して不満を述べたり、要望するだけでなく、「私たちが自ら創る市民社会」の実現のために、自治を見守り、引き受け、提案し、共に行動し、参加する時代が目の前にあります。行政もまたプロフェッショナルとして市民活動を積極的に支えるため、新たな知恵と能力を身に付け、スリムで機能的な運営を行う必要があります。私たち市民が市民自治を基本とし、安全でゆとりのある持続可能な市民社会の形成を担っていくことが求められています。

2 定義

「パートナーシップ型まちづくり推進指針」の提言にあたって、その主体となる市民や市民活動、さらに協働やパートナーシップについて、次のように定義します。

- 市民とは、個人や^{*}NPO、自治会、学校、病院、企業、地域団体、労働組合、協同組合などこれからの相模原のまちづくりを担う可能性をもつ全ての主体のことです。（皆で担う市民社会の実現をめざし、積極的に行動する場合については、特に「市民」と表します。）
- 市民活動とは、自治会など地域活動やNPO活動など、より豊かでゆとりのある地域社会の形成をめざし、市民が自発的、積極的に公共的な役割を果たそうとする活動です。
- 協働とは、一緒に力を合わせて共に協力しあって行動することです。
- パートナーシップとは、役割を分担しながら協働を進めることです。
- 自治体（市と同義）とは、市民を構成員として、市民の信託に基づいて自治権を行使する団体です。
- 行政とは、市民の代表機関である市長の補助機関であり、公共サービスの担い手です。

3 相模原の特性

現在、相模原の人口は60万人を超えており、政令指定都市を除いては、全国で第5位の人口をもつ大きなまちです。戦後、多くの都市では中心市街地を中心に、一体性や統一性に重点を置いたまちづくりが行われてきましたが、ここ相模原市においては、町村合併の歴史もあり比較的地域ごとの独立性の高いまちづくりが進められてきました。18の自治会連合会の単位で、自治会・地区社会福祉協議会などの団体が様々な地域活動を展開していること、23か所の公民館を中心とした生涯学習活動が盛んに行われていることなどがそうした「地域性」の特徴であると考えられます。このような取り組みの結果、人材、拠点などの地域づくりのための社会資源の蓄積は一定の水準にあり、新たな活動の萌芽を待っているといえるでしょう。

また、市内には橋本駅や相模大野駅周辺の市街地など都市としての魅力と、相模川や「こもれびの森」に代表される自然の魅力が多様に並存しています。私たちはこのまちが豊かな自然環境を持つことに限りないポテンシャルを見出すのです。こうした環境を整え、豊かでゆとりある持続可能な景観を創造し、それを少しでも良いものとして次世代につなぐことが大切な私たちの仕事となります。「地域性」「多様性」を尊重したまちづくりを可能にする多彩な社会資源、環境資源を持っていることが私たちの相模原の特徴であり、ここに市民活動を進める上での限りない可能性が秘められ

ていると考えます。

そして、そこには多くの課題も存在します。核家族化やライフスタイルの変化などにより、旧来の手法のままの地域コミュニティの醸成は、極めて難しい状況です。市街化は乱雑で急激に進行しています。景観は荒廃し、相模原がかつて持っていた豊かな自然も失われつつあります。その他にも市民生活や計画的なまちづくりの障害となっている米軍基地の存在など、多くの解決すべき課題も抱えています。

こうした状況の中、新たなコミュニティを創出し、環境や景観を整え、豊かでゆとりある持続可能な地域社会をつくるため、子どもや高齢者、障害者、勤労者、商業者、農業者、学生、外国籍の人など多くの人々が直接参加するまちづくりが必要になります。

4 現状と課題

(1) 地域コミュニティの現状と課題

相模原におけるこれまでの地域活動は、先にも触れましたが主に自治会をはじめとする各種の団体やグループなどにより行われてきました。地域を支えてきたこのような活動の意義はとても大きいものです。特に自治会は、防災や防犯、地域環境の向上に取り組むとともに、街区公園や児童館の管理運営を行うなど、地域の暮らしを支える担い手として役割を果たしてきました。しかし、新規転入者や単身世帯など加入しない人が増えており、結果として活動自体を役員が自ら引き受けるケースが多くなっています。活動も定例化した行事や行政の下請けの仕事などで精一杯であり、できれば役員は引き受けたくないというのが大方の人の正直な気持ちでしょう。また、自治会の役員は地域の様々な団体の役員を兼ねることがルール化されてしまっているため、どの会議も同じ顔ぶれで、アイデアや意見が限られ、新しい発想や取り組みが試みにくい状況にあるといわれます。ゴミの問題、一人暮らし高齢者を支える問題、子育て支援、防犯や防災、ひいては景観や環境など、直面する地域の課題やこれから発生するであろう諸課題に有効な解決策を見出すためには、自治会自身の改善意識、行政、市民の協力が望まれるとともに、新しい仕組みづくりが求められています。

新しい仕組みの参考になる取り組みとしては、保存樹林を守るため、自治会や児童生徒、地域に住んでいる専門家などのNPOが集まり、皆で協力しながら活動している東林地域や、街区公園をリニューアルするため、隣接の神社や保育園、古くからの住民も新住民も、子どもから大人まで一緒に知恵を出し合い、プランを作った中央地域の例が挙げられます。また、良好な住環境を維持するために、地域で独自の基準を定める建築協定の取り組みや外国人市民を支援する国際交流ラウンジの活動などもあります。共通の目的のために、地域の中で団体の枠を超えて連携・協力することはもちろん不可能ではありません。NPOと呼ばれる市民組織と既存の市民組織が相互に協働

し、成果を上げることは達成感のある充実した取り組みになるはずで。地域には、保育園や高齢者在宅介護支援センターなどの福祉施設、学校、こどもセンター、郵便局、交番など多くの社会資源が存在します。サラリーマンや商店主、学者、教員、医師、公務員、外国籍の人、現役をリタイヤした人など、様々な人的資源もあります。このような資源を活用し、ネットワークをつくり議論と試行を重ねることによって、地域の課題が解決でき、住みやすいまちになるのです。暮らしのレベルで横につながるための仕掛けや仕組みをつくるのが私たち市民の課題となっています。

現在、地域における行政の窓口は出張所です。その機能のひとつに地域コミュニティ活動の支援があり、各団体の事務局業務などを担っていますが、多くの地域の人々が参加する自主的なまちづくりの支援という点では、十分ではありません。行政サービスの一部が身近なコンビニエンスストアや郵便局で提供されたり、I[†]を活用した電子自治体の実現などを考えると現在の出張所の仕組みやあり方も見直す必要があります。市民の主体的な地域づくりが行われるためには、市民間の協議・交流や情報交換の拠点が重要であり、出張所は行政サービスを提供する場から市民活動を推進する拠点へと転換すべきではないでしょうか。

一方、分権時代に入り、都市化の進展や行政権限の拡充に伴って、本庁機能の集中・肥大化が進み、市民から行政の姿が見えにくくなっています。より市民に近いところでその動向や課題を把握し、地域の特性に応じた行政サービスを効率的に提供するためには、地域支所、地域行政機関等の設置などの行政改革が必要です。行政組織が縦割り意識を排除し、地域に軸足を置く、大胆で根本的な改革が必要です。

(2) NPO・大学・企業の現状と課題

これからの市民活動を既存団体と共に担うボランティアやNPOなどの団体については、*「特定非営利活動法人法」(1998年12月施行)の施行からまだ日が浅いこともあり、活動もやっと緒についたところといえます。今後一層充実することが期待されますし、そのための施策が求められます。

市の*市民活動実態調査によると、活動資金の不足、構成員が少数で活動を広げにくい、会議や作業場所の確保が難しい、活動を進めるための相談者や協力者が得にくいなどが課題として挙げられています。また私たちの懇談会と平行してすすめられた「市民活動促進懇談会」の報告では、それぞれの団体が独自の活動を進めることが多く、他の団体との関わりが少なく、ネットワークが形成されていないことなどが指摘されており、現在、開設が予定されている*市民活動サポートセンターなど、自主的に団体間での交流やネットワークづくりを支援し、行政や民間企業との間に入って関係づくりを行う中間支援的な組織や機能の必要性が指摘されています。

こうした新たな市民活動に対する市の関わりは、これまで部分的なものにとどまっており、市の縦割りにより、ボランティアやNPOなどの団体が個

別、部分的に市と関係を持つことを強いられてきた状況があります。このことは、NPO等の活動への市民の参加や人材発掘、ネットワークづくりなどに支障をきたし、NPO等の活動を進めるという目標にとって大きな障害となっています。さらに一部には、NPO等の活動を「安上がりで便利なもの」と考えたり、一方で行政に反対する「やっかいな団体」と見る行政の意識や態度があります。組織の意識改革、個々の職員の意識改革に真剣に取り組む必要があります。もちろんボランティアグループの大小、法人格取得の有無による差別があってはなりません。地域での活動は、むしろ小さな組織であることで、きめ細かなサービスが可能となるものが多くあることは言うまでもありません。市民も法制度や行政の仕組みについて知識を高め、提言していくことが求められます。

また、本指針を策定するための検証実験として行われたモデル事業の報告の中では、NPO法人化にあたって、人件費など事務局の維持経費が相当の負担となるため、NPO法人に対する寄付の環境が未整備なわが国においては、事業の委譲委託や運営に対する助成など、行政の積極的な支援が必要であると指摘されています。走り出したばかりのNPOを制度、資金の面でサポートし育てる手だてを工夫することも大切です。

企業、大学のまちづくりへの積極的な参加も待たれます。市内の学校、企業の一部は施設開放や市民大学の開催など、個別、側面的に地域活動や地元への支援などを行っていますが、市民のひとりとして、主役として、まちづくりに積極的に取り組むことが期待されます。生涯学習への欲求が急速に高まり、リカレント教育への要請が強まっている中、新たな市民文化や地域社会の形成に向け、大学の知的資産を活用することが必要になりますし、企業においても、「見識ある利益」という経営理念のもと、地元を向け、市民社会の一員として、人材などの資源を最大限に活用し、積極的に行動することが期待されています。特に電気、ガス、鉄道、バス、放送、新聞、住宅などをはじめとした公的役割を担う企業、法人については、経営の公開性の確保をした上で、利用者の声をきめ細かく聞く努力をし、市民と応答し地域活動にかかわることが求められます。

また、商工会議所や社会福祉協議会など、いままで行政と密接に連携をしながら、活動を展開してきた全市レベルの既存団体も、公共サービスを市民が担うという時代の中で、その機能を見直し新たな役割を果たすことが求められます。

協働の時代におけるこうした多彩な組織による地域活動は、市民によってその活動がウオッチされ、評価をされながら関係を深め、更には市民全体の連携が強化され、ネットワークが活用された有機的合理的な展開が必要です。このための情報の収集や発信、人材提供やコーディネート機能の確立に向けた仕組みや基盤づくりが課題となります。

(3) 市政運営に対する市民参加の現状と課題

市民との協働によるまちづくりをより確かなものとして展開していくためには、市民が市政運営に積極的に参加し、市民と行政の間の討議や、市民と市民の間の討議を拡大し、市民自治を基本とした市政運営を実現していくことが必要です。市民による「もうひとつの市役所」を試みることも意義あることと考えます。

市政運営への市民参加は、①企画・立案段階、②実施・管理段階、③評価段階とそれぞれの段階において考えられます。

市では、企画・立案段階において、市民アンケートや市民提案である「私の提案」、市政モニター制度、市内18地域で開催している市政懇談会、あるいは各種の審議会・懇談会への公募委員の登用等の市民参加手法が導入されていますが、課題もたくさんあります。参加者及び応募者の数が少ないこと、参加者層は女性や高齢者が多く勤労者や若者が少ないこと、開催日が平日の昼間が多いなど参加機会も限られていることなどが挙げられます。より多くの市民から幅広い意見を得るために、*ワークショップなど開放型の審議会・懇談会の開催を試みることや*電子会議室、*タウンミーティングなど新たな手法の導入が必要です。

実施・管理段階においては、街区公園やふれあい広場の管理を地元の自治会等に委託するなど、公共施設の管理を市民参加によって実施している例もありますが、全体では、NPO等への事業委託もほとんど無いなど、市民参加や協働による事業数はごく少なく、この段階における市民参加を充実するためにはたくさんの工夫が必要です。*アダプト制度の導入などのルールづくりに取り組むとともに、モデル事業の実施など実践と試行を積み重ねることが重要です。

また、評価段階での参加は陳情、請願、意見提出、あるいは市政懇談会、世論調査、市政モニターなどを通じて行われています。評価段階における参加という意味からは、市民満足度調査の実施や市民評価委員会の設置など、積極的で公開型の手段が必要です。

一方、市民参加をもっと活発に推進するためには、行政情報の提供が重要です。現状でも、広報紙をはじめ様々な媒体で行政情報が提供されていますが、市民の目でみるとやはり一方的でわかりにくいものになっていることは否めません。提供する内容については、単に型どおりの情報提供だけではなく、市民が考え、行動できるよう、わかりやすく、深い情報提供が求められ、しかもそれが問題提起型であることなど一層の創意工夫が必要になります。情報の提供の仕組みそのものに市民が関与し関わる必要があります。また、提供方法についても、ITなど新しい手法を活用するとともに、現在行われている*「まちかど講座」のように行政職員が直接、市民と接して情報を伝える機会を充実すべきです。

なお、行政は、市民の意見を「聞きっぱなし」にしないで、説明責任を適切に果たさなければならないということは言うまでもありません。各セクシ

ヨンの対応がまちまちにならないように、*パブリックコメント制度を導入するなど、全庁的なルール化も必要です。

健全な市民社会を形成するためには、参加のチャンネルが多彩にあることが不可欠な条件となります。多彩なチャンネルの存在は市民がその発言に責任をもつこと、発言が提案的なものになること、市民の間で様々な議論が起こることにつながります。今後は、直接市民の声を聞く*住民投票制度も含む市民参加条例の制定など、多彩な市民参加を保障する制度の創設が重要な課題となります。

5 目標

相模原市は*「自己決定・自己責任の原則」を基本とし、市民相互が各々を認め合い、各々の責任を果たしながら、協力、連携、補完し合うなど、パートナーシップを構築することにより、委ね任せず、皆で担う市民社会の実現をめざします。

以下に、「パートナーシップの原則」を示します。

【パートナーシップの原則】

- ① 自立の原則—お互いに自立して自主的に行動する。
- ② 対等の原則—お互いに対等の関係にある。
- ③ 相互理解の原則—相互の差異を理解しあう。
- ④ 役割合意の原則—相互の合意により役割分担を決める機会を提供される。
- ⑤ 目標共有の原則—目標を共有する。
- ⑥ 公開の原則—相互の関係を公表して、透明性を確保する。
- ⑦ 説明責任の原則—期待された業績について説明責任を負う。

6 基本方針

(1) 「市民」も公共サービスを担う

豊かでゆとりある持続可能な市民社会の実現を図るため、個々の市民、企業、自治会、NPOなどあらゆる市民は、公共サービスの担い手となって、主体的に課題解決に取り組みます。公共サービスにかかわる「市民」の意向や活動は尊重され、これまで公共サービスを主に担ってきた行政はその役割と機構を合理的で能率的なものに改革し、「市民」と協働して合理的で質の高い新たな公共サービスを担います。

(2) 受益と負担に関わる市民の責務と行政の説明責任

自治体が持っている財産は市民の財産であり、市民は*タックスペイヤーと

しての権利をもっています。また、行政はタックスサーバント^{*}としての役割を果たす責任を持ちます。分権により、自治体の自主性が高まれば高まるほど、市民は公共サービスの水準と税負担のバランスを自らに問い、考え発言する必要があります。また、行政は今以上に透明性を高め、市民に対して説明責任を果たします。

(3) 市政運営への市民参加の拡充

パートナーシップによるまちづくりを進めるためには、幅広い層からより多くの市民が、計画、実施、評価の段階などの場面で市政に参加できる仕組みづくりが必要です。このため、既存制度を速やかに見直すとともに、新たな手法を積極的に導入するなど、市民参加の拡充に取り組みます。

(4) 実践の積み重ねによるパートナーシップの構築

パートナーシップの原則や手法を市民や行政が理解し、自らのものとするためには、実践を通して体験を積み重ねることが一番の近道です。様々な機会を捉え、失敗を恐れずに果敢にチャレンジすべきです。なお、パートナーシップによるまちづくりの実践の成果や結果は公開され、「市民」により検証、評価されます。

(5) 継続的な検証の場・機会の創出

パートナーシップによるまちづくりを確かなものとし、より一層充実させるためには、指針の掲げる方針や方策の達成状況を把握するとともに、実践などを通して発生した課題や問題について検証し、その仕組みや方策を見直す必要があります。このため、継続的に意見交換のできる場や機会を様々な場面に合わせて創出します。

(6) 地域社会への権限移譲の推進

市民自治の実現を図るためには、地域社会への権限移譲を推進し、「市民」の自主的なまちづくりを活発化する必要があります。このため、様々な決定が可能な限り市民の身近なところで行われるシステムを構築するとともに、市民相互が協働して、主体的に課題解決に取り組める環境づくりに努めるなど、都市内分権を進めます。

(7) 条例制定などルール化による基盤の整備

パートナーシップによるまちづくりを揺ぎないものとするためには、条例制定や施策の制度化、マニュアルづくりなど、パートナーシップに関わる仕組みや方法についてルール化を図るべきです。特に、パートナーシップの目標や理念、基本方針、市民参加の保障、市民活動の推進など、パートナーシップの基本を定める条例の制定に取り組みます。

7 推進方策

パートナーシップによるまちづくりを進めるため、市が「市民」とともに取り組むべき推進方策を次に提言します。

(1) パートナーシップによるまちづくりの仕組みの設計

パートナーシップによるまちづくりを進めるため、既存のシステムを見直し、先進的な視点で新たな仕組みを構築するとともに、パートナーシップ関係を着実に根付かせるための仕掛けづくりに取り組みます。

- 地域における課題解決のための協議の場の設置
- 市民、大学、企業、NPOなどの連携・交流の強化の仕組みづくり
- 「市民」からの政策提言を反映するためのシステムづくり
- パートナーシップ及び市民活動に関する総合的・横断的窓口の設置など行政体制の整備
- 協働原理の醸成や協働手法の普及を進めるためのモデル事業の実施
 - ・ 実行委員会実施事業における市民主導の企画・運営の推進
 - ・ NPO法人をはじめとした市民活動団体への事業委託の推進
 - ・ 計画策定などへのワークショップ手法の導入 など
- 地域における総合的行政機構の確立

(2) パートナーシップによるまちづくりを進めるためのルール化

市政への積極的な市民参加を図るため、既存制度の見直しや新たな手法により、政策形成から事業実施、評価段階まで、事業推進プロセスの全体を通して、パートナーシップ手法を導入するためのルール化に努めるとともに、市民参加や市民活動の基盤となる条例の制定に取り組みます。

- 市政モニター制度や市政懇談会など広聴制度の見直し
- 審議会等への幅広い市民意見の導入（公募委員の見直しやタウンミーティングの実施など）
- ワorkshop手法手引書の作成
- 協働事業実施マニュアルの作成
- パブリックコメント制度の導入
- 公共施設パートナーシップ管理制度（アダプト制度）の導入
- 市民満足度調査など市民参加による行政評価の実施
- 市民参加や市民活動の推進などを定めるパートナーシップ条例の制定

(3) パートナーシップ意識の醸成

パートナーシップは、なによりも人づくりであり、市民間や行政組織において、パートナーシップ意識の醸成が図られるよう、機会の拡充や研修などに積極的に取り組みます。

- パートナーシップ指針を普及・啓発するためのシンポジウムの開催
- 各公民館におけるパートナーシップ指針を普及・啓発するための講座の開催
- 学校における指針の普及・啓発などパートナーシップ教育の推進
- 学校と連携したインターンシップ事業の推進
- 大学と連携したパートナーシップに関する公開講座の開催
- 自治体の現状や仕組みについての学習会の開催
- 企業によるパートナーシップフォーラムの設置
- 行政職員の研修
- 「市民」と行政職員の協働研修

(4) 社会資源の整備

リーダーの養成など人材育成やまちづくりを支援する人材派遣などの環境づくりを進めるとともに、「市民」の自主的な活動を支援するため、拠点の整備、活動場所の確保などに取り組みます。

- 地域における市民活動拠点の再整備
- 市民活動サポートセンターのネットワーク化
- 都市の活性化のための大学や企業、NPO、行政などの交流、連携拠点の整備
- 公共施設使用料の免除制度の創設など、NPO法人に対する活動の場の確保
- 市民活動の安全を保障する保険制度導入
- 企業や大学の持つまちづくり資源の把握と活用
- 公共施設や備品など、公共財産の市民利用の拡大
- まちづくりリーダー養成講座の開催
- コミュニティービジネスを起こすためセミナーの開催
- まちかど講座の充実
- 専門家やワークショップ体験者など、人材バンクの創設
- 企業などにおけるボランティア休暇を活用した専門家（コミュニティープランナー）の派遣

(5) 補助金の見直しと協働関係による財政支援

現在の補助金制度を見直し、パートナーシップ関係に基づいた財政支出のしくみを確立するとともに、新たな市民活動であるNPO法人に対して財政的な支援に努めます。

- 市民活動の団体に交付している既存の各種補助金の見直し
- 市民活動団体に対する新たな助成制度の創設
- NPO法人に対する税制優遇制度の創設
- 市民活動を推進するための事業を支援する基金の創設
- 市民活動に対する補助や助成について、その活動内容を検証する成果・業績評価制度の導入

(6) 情報の共有化と行政情報の積極的な提供

パートナーシップ型まちづくりに関する情報を必要な時に入手できるよう、「市民」と行政とが連携して、情報を共有、活用できる仕組みづくりに努めるとともに、行政情報についても、内容を市民にわかりやすく、問題提起型にするなど、創意工夫をし、積極的な姿勢で提供します。

- 市民活動サポートセンターの情報収集・発信機能の充実
- テーマ設定の工夫や問題提起型による行政情報の積極的な提供
- 電子会議室の開設
- 市のホームページを活用した意見募集
- インターネットなどを活用した情報提供の推進
- 各地域における地域活動や公共施設の整備状況などまちづくりに関する白書、カルテの作成
- 企業の社会貢献に関する白書づくり
- 地域環境調査、福祉ニーズ調査など市民生活に関わる自主的な調査及び整理・まとめの推進

8 実現化に向けて

市民自治に基づく、パートナーシップ社会を実現するためには、懇談会の提言をもとに策定される「指針」が迅速かつ的確に運用されることはもちろんですが、「指針」の進行管理を行い、効果的な仕組みやルールを作り出すことが必要です。

このため、パートナーシップの推進に関する中心的な組織として、『さがみはらパートナーシップ市民委員会』を設置することを提言します。

○ 役割

- (1) 「指針」の進捗状況を把握し、進行管理を行う。
- (2) 協働で実施する事業など、実践の取り組みを検証し、仕組みやルールを見直す。
- (3) 市民参加や市民活動を積極的に推進するため、新たな取り組みについて提案する。

○ 委員会の位置付け

市民が自主的に設置する組織として位置付ける。行政との関係については、パートナーシップ協定を締結し、内容を定める。

○ 委員の構成と任期

学識経験者、自治会や公民館運営審議会等の地域団体やNPO、企業などの代表、公募市民などで構成する。

任期や改選などの定めを設け、定期的な委員の交代を行う。

○ 委員会の完全公開

委員会は完全公開とし、市民が自由に議論に参加できる場を設置する。

○ 市民との情報の共有化と説明責任

様々な方法により、市民の幅広い意見の集約に努めるとともに、委員会での議論などを積極的に情報発信する。また、説明責任を十分に果たし、透明性を確保する。

○ 会議運営ルールの策定

委員会や開かれた議論の場において、自由な発言や新たな発想を最大限尊重するとともに、責任を持って運営するための基本的なルールを別に定める必要がある。

【資料】

【用語解説】

※地方分権推進一括法

国の地方分権推進委員会の第4次にわたる勧告を受け、地方自治法、国家行政組織法をはじめ、全省庁にわたる475法律の改正を一括して行ったもので、正式名称は「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」。

これまで上下関係にあった国と自治体が対等・協力の関係におかれ、相互の対立については、国地方係争処理委員会—高等裁判所という仕組みの中で審理されることとなった。平成12年4月施行。

※NPOとNPO法人

NPOとは、Nonprofit Organizationの略で、医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、女性などの、あらゆる分野における営利を目的としない民間の組織を指す。直訳は「非営利組織」となるが、政府の支配下にある組織は含まないことから、正確には「民間非営利組織」と訳すのがふさわしく、その基本的な性格は、民間性、非営利性、組織性に代表される。「民間性」とは、政府によるコントロールのないことを意味する。「非営利性」は必ずしも無償性を意味するものではなく、営利よりも社会的使命を優先し、有償の活動によって利益があがったとしても、その利益を社員（総会で議決権を持つ正会員）に配分しないことをいう。また、「組織性」とは、継続的の存続し、集団としての社会的な責任が担える性質（規約・代表者・運営体制）をいう。

NPO法人という場合は、NPO法によって認証された「特定非営利活動法人」を指し、広い意味でのNPOの一部である。

※電子自治体

インターネットなどの電子情報技術を導入することにより、行政の窓口に出向くことなくインターネット上で申請ができるようにするなど、行政手続きなどを電子化すること。入札や情報公開などについても電子化することで、より市民に開かれた行政運営が可能となる。

※特定非営利活動法人法

市民活動等の特定非営利活動を行うことを主たる目的とした団体に、所轄庁の認証によって簡便に法人格を与える法律。議員立法により平成10年3月に全会一致で成立し、同年12月施行。法人格付与の対象となる団体は、次の12項目の活動のいずれかを主たる目的とする団体で、政治活動や宗教活動については制約がある。

所轄庁は事務所が一つの都道府県にある場合にはその知事、二つ以上の都道府県にまたがる場合には総理大臣（総務省）。

- ①保健・医療又は福祉の増進を図る活動
- ②社会教育の推進を図る活動
- ③まちづくりの推進を図る活動
- ④文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑤環境の保全を図る活動
- ⑥災害救援活動
- ⑦地域安全活動
- ⑧人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑨国際協力の活動
- ⑩男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑪子どもの健全育成を図る活動
- ⑫前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

※市民活動実態調査

相模原市が平成13年に行った調査。市民活動団体の活動分野、活動内容、団体運営の実態、行政に対するニーズなどの把握を目的とし、活動を促進するための基礎資料として調査を行った。調査対象は468団体で、回収数は217件（回収率46%）。

運営状況では、年間の財政規模が50万円未満の団体が60%を超えていることや会員数が20人未満の団体が約1/3を占めるなどの傾向が見られた。

また、活動を進める上での課題としては、活動資金の不足、構成員の数が増えないこと、会議や作業場所の確保、活動を進める上での相談者や協力者が少ないことなどがあげられている。

※市民活動サポートセンター

相模原市が平成14年10月、けやき会館内に開設した市民活動の拠点施設。ボランティア活動をはじめとした市民の自主的な非営利活動に対し、会議室の提供や情報の収集・提供、活動に関する相談などの支援を行う。

※モデル事業（パートナーシップ型まちづくり推進モデル事業）

この提言の策定にあたって、懇談会と並行して3つのモデル事業が実施され、それぞれの成果や課題が懇談会の場で報告され議論された。

① ワークショップ手法の確立（公園づくりワークショップ）

- | | |
|------|---|
| 内 容 | 市内矢部2丁目にある街区公園（村富公園）の再整備にあたり、地域住民参加型ワークショップにより、身近な公園として地域のニーズに合った特色ある公園の再整備計画を作成する。 |
| 開催状況 | ワークショップ 5回（平成13年6月23日～12月8日） |

延べ参加者数 124名（内子ども25名）
 運営委員会 12回（平成13年7月2日～12月27日）
 延べ参加者数 76名

成 果 ○住民による運営委員会が主体となって運営したことにより、地域に理解や協力が得られた。
 ○住民どうしがニーズや課題を共有し、自分たちの望む公園案をまとめることができた。
 ○ワークショップ終了後、管理運営委員会の立ち上げが合意され、開園後の住民による自主的な管理・運営につながった。

② 課題の発見、人材育成の研究（まちなみウォッチング）

内 容 良好な都市景観の形成にあたっては、担い手としての市民の理解と協力が必要であり、市民が景観を共有の財産として認識するきっかけとして、実際にまちを歩きながら、まちの資源を知り、親しみを持ってもらう機会を持つことにより、今後の市民との協働による景観づくり事業につなげる。

開催状況 ワークショップ 4回（平成13年7月26日～12月14日）
 延べ参加者数 25名

成 果 ○今年度については、応募者層にかたよりが見られたが、積極的な参加により景観形成の観点からも議論が交わされた。
 ○開催日程や募集方法を工夫することで、さらに多様な市民の参加が見込まれる。
 ○今後、さらに事業の構造化を進めることで、まちづくりへ積極的に関わる人材の育成・活用を図ることが可能。

③ NPO法人化支援方法の研究（障害者団体のNPO法人化支援）

内 容 NPO法人に関する基礎知識を整理するとともに、現在活動している任意団体が、NPO法人を取得する場合の検討の方法やそこから洗い出される課題や必要な支援方策について研究する。

開催状況 学 習 会 2回（平成13年5月22日・6月6日）
 延べ参加者数 63名
 ディベーター会議 6回（平成13年6月27日～11月13日）
 ディベート試合（報告会） 平成13年11月17日
 参加者数 45名

成 果 ○NPO法人化が団体にもたらすメリット・デメリットについて、ディベートを通じて検討が重ねられ、法人化についての理解や意識が促進された。
 ○ディベートにより現在の活動自体を見直す機会にもなり、結果

として法人格を取得する意志決定が行われた。

○団体会員により構成された連絡組織がNPO法人化を目指す場合の課題や行政のNPO法人に対する視点が明らかになった。

※ワークショップ

本来は、工房や共同作業場を意味する言葉で、参加者が主体的に関わりながら、共同で結論をつくりあげる会議。各自の持つ情報を出し合ったり、一緒に調査をするなど、様々な作業を行いながら、アイデアを出し合い、議論して合意を形成する。ワークショップでは、誰もが、自由に対等に参加できるように、一般に次のような特徴を持っている。

○希望する人が誰でも参加できる。

○ゲーム感覚を取り入れることで、声の大きな人だけでなく、全ての人にとって意見が表明しやすくなる。

○参加者全員で結論を出す。

※電子会議室

インターネットなどの通信システムを使い、離れた場所にいる人々を統合して行う会議、もしくはそのシステム。一般的には、ホームページの訪問者が、あるテーマに関して意見やアイデアなどを掲載し、それに対して、他の訪問者やホームページの管理人がメッセージを書きこむことにより、意見の交換を行う仕組みを言う。

※タウンミーティング

市民と政治家のインフォーマルな討論会のことを言うが、本来は住民参加による意志決定会議のこと。17世紀の北米で入植者たちが、厳しい自然環境のもとで地域居住者の生活を守るため、住民全員参加でコミュニティーに関わる重要決定を行い、住民自らの手で実施に移していったことに由来する。

※アダプト制度

市民や地元の企業等が「里親」となり、行政管理者と合意書を交わし、公園や道路、河川等の公共空間を「養子」とみなして、自発的に清掃・美化活動を行う制度。集まったごみの処理や里親のサポートを行政が行う。

※まちかど講座

地域活動の場などに市の職員を派遣し、それぞれの業務に関連した内容について説明等を行う制度。市民は希望する内容をメニューから選択して派遣を依頼する。市の説明責任を果たし、市民とのパートナーシップを築く取り組みとして位置づけられる。

※パブリックコメント

行政機関などの意思決定過程において、広く国民や市民に素案を公表し、それに対して出された意見・情報を考慮して意思決定を行う制度。国においては、平成11年3月に「規制の設定又は改廃にかかる意見提出手続」が閣議決定され、自治体でも同様の制度を導入するところが増えている。

※住民投票制度

地方自治体において重要な施策の可否について住民の投票によって判断する仕組み。条例を根拠規定とする現状の住民投票は、法的な拘束力はなく、首長の意思決定に対する「諮問型」「参考型」の制度とされるが、地域の住民生活へ重大な影響を及ぼす課題に対して、住民が直接的に意思表示する機会として大きい意味を持つ。

※自己決定・自己責任の原則

地方分権の進展により、国と自治体との関係が対等・協力の関係に改められ、国の地方への関与が縮小されたことにより、自治体においては、これまでの国・県・市の縦割り型の画一的な行政システムから、地域社会の多様な個性を生かした分権型の行政システムの構築が進められている。このことは、各自治体の裁量権と住民に対する責任の拡大をもたらし、行政サービスの選択とそれに伴う負担については、これまで以上に地域住民の選択に委ねられるため、住民にも自己決定・自己責任の原則が求められることとなる。

※タックスペイヤーとタックスサーバント

タックスペイヤー＝納税者としての国民（市民）、タックスサーバント＝全体の奉仕者としての公務員を意味する。憲法には納税が国民の義務であると規定されているが、そもそも国民（市民）が自立的に国家（自治体）を構成し、運営するのにあたり、必要な財源を国民（市民）の代表による立法により国家（自治体）の構成員が担うことは当然であり、一方、その財源を実際に執行する国家（自治体）は、税の使い方について負託を受けたものであるから、税の用途を明確にする義務を負うとともに、国民（市民）のコントロールを受ける。

【検討経過】

第1回	開催日時 内 容	平成13年6月12日（火） 14時～17時 1 委嘱式 2 市長あいさつ 3 議題 (1) 座長・副座長の選出 (2) 懇談会の進め方、内容等について (3) その他
第2回	開催日時 内 容	平成13年8月14日（火） 14時～17時 1 市ホームページの概要について 2 議題 (1) 前回懇談会の課題整理及び今後のスケジュールについて (2) 検討テーマについて (3) 次回（第3回）の日程及び内容について
第3回	開催日時 内 容	平成13年10月20日（土） 15時～17時 1 骨子イメージ及び今後の予定等について 2 市民参加手法の現状と課題等について (1) 市政モニターについて (2) 市政懇談会について 3 次回（第4回）の日程について
第4回	開催日時 内 容	平成13年12月25日（火） 15時～17時 1 事例研究（総合計画策定における市民参加について） 2 市民参加手法の現状と課題等について (1) 審議会における市民公募委員のあり方について (2) パブリック・コメント制度について 3 その他の議題について (1) 市民活動サポートセンターに関する提言について (2) 次回（2月）の懇談会の内容について (3) 庁内職員向けの研修について 4 次回（第5回）の日程について

第5回	開催日時 内 容	平成14年2月22日(金) 13時30分～16時 1 パートナーシップ型まちづくりモデル事業の報告 (1) ワークショップ手法による街区公園の整備 (2) 課題発見のための景観タウンウォッチング (3) 質疑応答 2 市民活動サポートセンターに関する提言について 3 提言書私案について 4 次回(第6回)の日程及び内容について
第6回	開催日時 内 容	平成14年3月29日(金) 13時30分～16時 1 地域コミュニティの現状と課題について 2 今年度の討議内容の整理について 3 平成14年度の検討課題及びスケジュールについて 4 次回(第7回)の日程及び内容について
第7回	開催日時 内 容	平成14年6月1日(土) 13時30分～16時 1 市民活動の促進について ○ 市民活動促進懇談会報告 2 次回(第8回)の日程及び内容について 3 起草委員会の開催について
第8回	開催日時 内 容	平成14年7月10日(水) 15時～17時 1 企業の社会貢献 2 パートナーシップにおける既存団体の役割 3 提言書素案について 4 次回(第9回)の日程及び内容について
第9回	開催日時 内 容	平成14年8月27日(火) 9時30分～12時 1 提言書素案について 2 タウンミーティングについて 3 次回(第10回)の日程及び内容について
第10回	開催日時 内 容	平成14年9月28日(土) 18時～20時 1 提言書素案について 2 タウンミーティングについて 3 次回(第11回)の日程及び内容について

タウンミーティング	開催日時 会場 参加者 主な発言	<p>平成14年10月19日(土) 14時～16時20分 ウエルネスさがみはら7階 視聴覚室 46名(うち 委員13名 事務局6名)</p> <p>○提言では「市民自治」まで進んでいるが、実態としては、ようやく市民と行政が対等になったという感じである。</p> <p>○パートナーシップが、行政のアリバイづくりに使われることのないよう、監視するのも市民の役割である。</p> <p>○時には市民と行政がケンカできるような関係がいい。市民が観客席で見ているのではなく、市民が責任を持てる仕組みであるべき。</p> <p>○ひとりの市民として、このレポート(提言)は非常に面白いと感じた。それだけでも価値がある。</p> <p>○高校生で相模原に住んでいるが、他市に比べて電子情報化が遅れており、ホームページ等による情報公開をもっと進める必要がある。</p> <p>○まちづくりは「人づくり」であることを認識すべきである。</p> <p>○議会の役割も重要である。提言が担保されるよう条例化など、議員のみなさんに応援してもらいたい。</p> <p>○分権といってもあらゆる権限がおりてきているわけではない。市も困っているのでは。</p> <p>○市民も行政について広く知り、計画、実施、評価の段階に関わっていく必要がある。</p>
第11回	開催日時 内容	<p>平成14年11月21日(木) 19時～20時</p> <p>1 提言書案について 2 市長への提言について 3 その他</p>
第12回	開催日時 内容	<p>平成14年12月10日(火) 14時～15時</p> <p>1 市長への提言 2 懇談</p>

【市民と行政の協働によるまちづくり事例】

活動（事業）名	活動（事業）の概要
東林ふれあいの森	ワークショップ等で検討を重ねた結果、自主管理グループが結成され、自治会等との協力のもと、計画的な維持管理を行っている。
公園整備ワークショップ	住民参加によるワークショップを実施し、地域のニーズにあった公園づくりを行った。（陽光台ひまわり公園と村富公園で実施）
まちなみウォッチング	市民との協働による景観づくりを進めるため、平成 13 年度に橋本駅周辺でモデル実施。平成 14 年度は相模大野駅周辺を対象に実施した。
国際交流ラウンジ	外国人市民への情報提供や交流の場として市が設置。運営は利用団体から選出された委員等によるラウンジ運営委員会が担っている。
建築協定	地域に適した住みよいまちづくりのため、地域住民の合意により、独自の基準を定めるもの。現在 17 地区で協定が結ばれている。
まちかど講座	市民の会合や活動の場に市職員が出向き、相模原市についての様々な情報や専門的な知識を提供する。
援農システム	市民に農作業を手伝ってもらうシステムで、市と相模原市農協が今年度から試験的に開始した。来年度からは人材登録制度を開始予定。
谷口中PTA父親委員会 (じやおの会)	PTA会員の父親が、学習環境をより豊かなものとするため、構内LANの整備に協力するなど、学校の支援活動を行っている。
市民活動サポートセンター	ボランティア活動をはじめとした市民活動を支援する施設。公開審査で選ばれたNPO法人が運営にたずさわる本市では初めての施設。
福祉タクシー(タクシー券)	福祉タクシーの利用対象を、平成15年度からタクシー業者に加えて移送サービスを行うNPO法人にも拡大。

【委員名簿】

	氏 名	備 考
1	荒井 アオイ	公募
2	岩佐 俊一	公募
3	牛山 久仁彦	学識経験者（明治大学）
4	兼尾 照夫	団体推薦（相模原ボランティア協会）
5	小堀 富二	団体推薦（相模原市自治会連合会）
6	坂本 孝	団体推薦（相模原商工会議所）
7	佐野 誠吉	公募
8	菅澤 宣夫	公募
9	玉川 雅美	公募
10	二階堂 ひさ子	学識経験者（和泉短期大学）
11	野沢 正光	公募
12	橋本 毅	団体推薦（さがみはら国際交流ラウンジ）
13	吉川 恵美	公募
14	吉田 民雄	学識経験者（東海大学）